最終更新日：2015年11月4日
川崎設備工業株式会社
代表取締役社長　坂部彰一
問合せ先：052-221-7700
証券コード：1777
http://www.kawasaki-sk.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

〇基本的な考え方
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、コーポレートガバナンスの充実を重要課題と認識し、株主をはじめ顧客・取引先・従業員・地域社会等のステークホルダーとの適切な協働を図りながら、ガバナンスの仕組みを整備し、透明・公正で効率的な経営に取り組んでまいります。

〇基本方針
1．株主の権利・平等性の確保に努める。
2．株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努める。
3．適切な情報開示と透明性の確保に努める。
4．取締役会の役割・責務を適切に遂行する。
5．株主との建設的な対話に努める。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4－8】 独立社外取締役の複数選任等
　当社は、現状では、独立社外監査役を1名選任しておりますが、独立社外取締役は選任しておりません。平成28年6月開催の定時株主総会で独立社外取締役を1名選任し、独立社外監査役を現状の1名に加えさらに1名選任する予定です。
その時点で、独立役員が3名となり、それぞれが会社法上の権限を適時適切に行使することで経営の監視・監督は機能すると考えますが、将来的にはさらなるガバナンスの強化に向けて独立社外取締役を2名に増員することも視野に入れて、今後時間をかけて候補者の人選を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－3】 資本政策の基本的な方針
当社は、資本政策の基本的な方針として数値目標は定めておりませんが、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、資本コストを意識した資本構成及び資本効率の最適化を目指しております。また、株主還元につきましても創業以来一貫して重要な課題であると認識しており、企業体質の改善、経営基盤の強化を図りながら、業績に裏付けられた安定配当の継続を行うことを基本方針としております。

【原則1－4】 いわゆる政策保有株式
〇政策保有に関する基本方針
当社は、当該企業との安定的な取引関係の維持・強化を図ることにより当社の中長期的な企業価値向上に資すると認められる場合、政策保有目的で株式を保有することとしております。
なお、企業価値の向上につながらないと判断されるものについては、株価の動向を見ながら売却を検討します。
〇政策保有に係る議決権行使の基準
議決権については、発行会社の経営方針、経営環境等を考慮した上で株主価値の向上につながるかどうかを判断基準として適切に行使します。

【原則1－7】 関連当事者間の取引
当社と取締役間の利益相反取引については、取締役会規則に基づき、当該取引につき取締役会に付議し、決議します。
主要株主との取引条件は、他の一般取引と同様に市場実態を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

【原則3－1】 情報開示の充実
（1）経営理念は当社のホームページにて、経営戦略、経営計画は決算短信にて開示しています。
閲覧方法　http://kawasaki-sk.co.jp/company_policy.html
　　http://kawasaki-sk.co.jp/ir.html

（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
〇基本的な考え方
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、コーポレートガバナンスの充実を重要課題と認識し、株主をはじめ顧客・取引先・従業員・地域社会等のステークホルダーとの適切な協働を図りながら、ガバナンスの仕組みを整備し、透明・公正で効率的な経営に取り組んでまいります。
〇基本方針
1．株主の権利・平等性の確保に努める。
2．株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努める。
3．適切な情報開示と透明性の確保に努める。
4．取締役会の役割・責務を適切に遂行する。
5．株主との建設的な対話に努める。

（3）各取締役の報酬は各取締役の職務、職責に応じ、当社の業績、経営環境等を考慮のうえ、株主総会の決議により定められた金額の範囲内で取締役会において決定しております。

(4)経営陣幹部・取締役候補については、経営陣・取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、的確かつ迅速な意思決定が実施出来ること、ならびに各個人として人望があり、法令および企業倫理の順守に徹する見識を有することを基準として選任・指名しております。
監査役候補については財務・会計に関する知見、当社事業に関する知識、企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より指名しております。
上記方針に基づき、社長が提案し、取締役会で決定のうえ、株主総会に上程することとしております。

(5)社外役員については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。
取締役・監査役の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」に略歴等を記載しております。

【補充原則4－1－1】 取締役から経営陣に対する委任の範囲
取締役会は法令および定款により取締役会が決定すべき事項その他経営上の重要事項の意思決定を行うこととしており、その基準は取締役会規則で明確化しています。それ以外の事項は職務権限規程により、社長以下の各役職階層に権限を委任しています。

【原則4－9】 独立社外取締役の独立性判断基準
当社における社外取締役および社外監査役(以下、総称して「社外役員」という)のうち、当社が上場する金融商品取引所の定める基準および以下の各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断します。
(1) 当社を主要な取引先(当該者の直近事業年度の年間連結売上高の2%超を基準に判定)とする者またはその業務執行者
(2) 当社の主要な取引先(当社の直近事業年度の年間連結売上高の2%超を基準に判定)またはその業務執行者
(3) 当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
(4) 過去1年間において以下のいずれかに該当していた者
・(1)、(2)または(3)
(5) 以下のいずれかに掲げる者の二親等内の親族
・(1)から(4)に掲げる者

【補充原則4－11－1】取締役会の実効性確保の前提条件
取締役候補の選任に際しては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性を考慮しながら、当社の規模を踏まえ、取締役会の機能が効果的・効率的に発揮されるよう、適切な人数の候補者を取締役会で決定しております。
取締役の選任に関する方針・手続は3－1(4)に記載のとおりです。

【補充原則4－11－2】取締役会の実効性確保の前提条件
取締役および監査役の重要な兼職状況につきましては、定時株主総会招集通知の参考書類および事業報告ならびに有価証券報告書にて開示しております。
http://kawasaki-sk.co.jp/ir.html

【補充原則4－11－3】取締役会の実効性確保の前提条件
取締役会の実効性についての分析・評価の結果の概要は以下のとおりです。
・取締役会は多様な経歴の取締役で構成されている。
・十分な審議時間が確保されており、審議も活発に行われている。
・取締役会資料は議案の審議に必要かつ十分な内容となっている。

【補充原則4－14－2】 取締役のトレーニング
新任の業務執行取締役に対するトレーニング方針については、新任取締役セミナーに参加する機会を設け、取締役として必要な知識の習得および取締役の役割と責務の理解促進に努めています。
また、常勤監査役に対するトレーニング方針については、必要に応じ、日本監査役協会等が開催する社外講習会に参加し、監査役として必要な知識の習得および監査役の役割と責務の理解促進に努めています。
なお、社外取締役および社外監査役については、会社概要、企業理念、経営状況および役員関連規程等の説明を就任時に実施しています。

【原則5－1】 株主との建設的な対話に関する方針
(1)株主との対話は、廣江専務取締役が統括します。
(2)株主との対話を補助する担当部門は、総務部とします。総務部の中のIR、株式、広報、企画、経理等、関係する担当者が連携して対応します。
(3)個別面談以外にも、株主総会での質疑応答、報道機関等への説明会、業績・事業内容・経営方針等企業情報のホームページや事業報告書での情報開示などを充実させていきます。
(4)対話を通じて把握した株主の意見・懸念は、必要に応じて経営陣に報告します。
(5)インサイダー情報は「内部者取引管理規程」により厳重に管理されており、株主との対話に際してインサイダー情報を提供することはありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社関電工	5,994,000	49.95
川崎設備工業取引先持株会	2,110,000	17.58
川崎設備工業従業員持株会	618,580	5.15
川崎重工業株式会社	239,800	2.00
前地隆雄	215,000	1.79
株式会社大垣共立銀行	96,000	0.80
小川要治	68,000	0.57
倉形直之	62,000	0.52
野村産業株式会社	61,000	0.51

株式会社立花宏和システムサービス	52,200	0.44

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	株式会社関電工 （上場:東京）（コード） 1942

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が親会社である株式会社関電工の企業グループに属することにより、事業活動を行う上での制約事項はありません。
当社の事業活動については、当社の取締役会等の機関で決定した経営方針に従って行われており、親会社からの独立性は確保されております。
また親会社との取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しておりますので、取引条件の妥当性は確保されており、少数株主の保護の観点からの問題はないものと考えております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋克尚	他の会社の出身者		○									

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋克尚		―――	豊富な識見と幅広い経験を当社の経営に反映していただくことにより経営に客観性を持たせガバナンスを強化するため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、意見交換を行い会計監査人との連携を図っております。
監査役は監査室から内部監査結果の報告を受ける等監査室との連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
坂井延行	他の会社の出身者			○										
山路正雄	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂井延行		―――	豊富な識見と幅広い経験を監査業務に反映していただくしていただくことにより経営に客観性を持たせガバナンスを強化するため。
山路正雄	○	―――	豊富な識見と幅広い経験を監査業務に反映していただくことにより経営に客観性を持たせガバナンスを強化するため。 一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、弁護士としての専門的で豊富な経験に裏打ちされた高い識見に基づき、経営陣から独立した立場でチェック機能を果たしていただくことが期待できるため独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員はすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

報酬については業績に応じて適宜、額の増減を行っており、その他のインセンティブの導入は予定しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬:　取締役87百万円（6名）
監査役12百万円（3名）
うち社外役員12百万円（社外監査役2名）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬は各取締役の職務、職責に応じ、当社の業績、経営環境等を考慮のうえ、株主総会の決議により定められた金額の範囲内で取締役会において決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役については、取締役会での審議を通じてのほか、社外取締役の要求に応じての情報提供および必要の都度意見交換を実施しております。社外監査役については、要求に応じてその都度情報提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

〔現状の体制の概要〕
（1） 当社は監査役制度採用会社であります。取締役会は業務執行に関する意思決定と取締役の業務執行の監督を行い、監査役は取締役会のほか重要な会議に出席して取締役の職務執行を監査しております。
監査役については、社外より2名を招聘し、高い識見と幅広い見地から有益な意見、アドバイスを受け、監査の充実を図っております。
　取締役の定数につきましては、定款上20名以内となっております。（在籍5名）。

（2）当社の内部統制は、組織規程、業務分掌規程、職務権限取扱規程等の社内規程により業務執行部門および責任の所在を明確化し、これら規程に基づき適正な職務遂行を行うことにより内部管理、内部牽制機構を整備しております。また、各部門に対して各種規程の遵守状況、業務執行の適正性、能率性を監査するため監査室による内部監査を実施しております。

（3）リスク管理に関する体制としては、
a重要案件ごとに、取締役会・経営会議での審議ないし決裁手続きの過程において、想定されるリスク判断を含めた検討を行う
b営業管理規程・資金業務規程等各部門における損失リスクの管理についての規程に基づき、損失の早期把握、発生の予防を図る
c不測の事態が発生した場合は、社長直轄の対策本部を設置し、迅速に対応することにより、損失の拡大を防止する
こととしております。

（4）会計監査につきましては、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査年数、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。
会計監査業務を執行した公認会計士
　　有限責任あずさ監査法人　指定有限責任社員　業務執行社員　北本　敏
　　指定有限責任社員　業務執行社員　葛西秀彦
　　なお、継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しています。
監査業務に係る補助者の構成
　　公認会計士　5名
　　その他　　3名

（5） 内部監査については、内部監査規程に基づき社長直属組織として監査室（1名）が諸規程、諸法規遵守状況の監査を実施しております。監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、必要の都度取締役に報告を求め、監査室、監査法人と連携して取締役の職務執行に関して厳正な監査を行っております。

〔監査役の機能強化に向けた取組状況〕
　既述のとおり、監査役と会計監査人の連携、監査役と内部監査部門の連携および重要な会議への出席、取締役の報告等により監査役機能の充実強化を図っております。

〔社外取締役の役割・機能〕
社外取締役の役割・機能は、豊富な識見と幅広い経験を当社の経営に反映していただくことにより、経営に客観性を持たせガバナンスを強化することであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役1名を含む取締役会が業務執行を監督し、社外監査役2名を含む監査役が取締役の職務執行を監査する現状の体制で適正な監視機能が発揮できると判断し、採用しております。なお、社外監査役のうち1名は独立役員として指定しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	適時開示した資料をホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「最高の技術を結集して、優れた品質の仕事を、適正な価格で顧客に提供する」、「仕事を通じて品質と性能の維持向上に努め、社会の環境の保全と改善を積極的に推進する」、「従業員の安全な職場環境の維持に努め、業績に応じた公正な処遇を行う」ことを経営基本理念に定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	豊田支店、東部支社にて環境ISOを取得しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 a 取締役および使用人は、川崎設備工業企業倫理規則に定める企業倫理基本理念を遵守し行動する。
 b 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行について、法令・定款への適合性を含む監督を行う。
 c 監査役は、監査役会が定めた監査方針に従い、取締役の職務執行の法令・定款への適合性を含む監査を行う。
 d 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス施策の審議決定・監視を通じて、取締役・使用人による企業倫理基本理念の遵守の浸透を図る。
 e コンプライアンス報告・相談制度を通じて、コンプライアンス違反またはそのおそれがあった場合には早期発見できる体制を整備する。
 f 監査室は、コンプライアンス実施状況につき内部監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程・文書保存基準に基づき、適切に整理・保存する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 a 重要案件ごとに、取締役会・経営会議での審議ないし決裁手続きの過程において、想定されるリスク判断を含めた検討を行う。
 b 営業管理規程・資金業務規程等各部門における損失リスクの管理についての規程に基づき、損失の早期把握、発生の予防を図る。
 c 不測の事態が発生した場合は、社長直轄の対策本部を設置し、迅速に対応することにより、損失の拡大を防止する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 a 取締役会は、経営計画により全社的目標を策定し、各部門はこれに沿って重点課題・具体的施策を設定し推進する。
 b 業務分掌規程・職務権限取扱規程等により、部門ごとおよび役職階層ごとに職務と権限を適正に配分し、効率的な業務執行を図る。

5. 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 a 総務部が子会社（カワセツサービス株式会社）の管理部署となり、関係会社管理規程に基づき重要事項の承認等子会社への指導・監督を行い、業務の適正を図る。
 b 子会社は、予算、決算、経営状況その他重要事項を適時に当社に報告する。子会社のリスク管理については、当社が適切に指導・監督を行う。子会社は、当社業務との整合性確保および効率的遂行を図るため、当社の承認のもと経営計画を策定し実行する。子会社は、当社のコンプライアンス体制のなかで法令・定款への適合性を確保する。
 c 子会社の業務活動についても当社の監査役監査および監査室の内部監査の対象とする。
 d 当社と親会社との取引については、取引の公正性および合理性を確保しつつ、適切に行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合おける当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役が必要とする場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。当該使用人に対する指揮命令権限は、当該業務の範囲内において監査役に属するものとし、また当該使用人の任命・異動・評価・懲戒は監査役の同意を得て行う。

7. 取締役および使用人ならびに子会社の取締役・監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 a 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
 b 監査役は、必要に応じて当社および子会社の取締役および使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、報告を求められた者は、速やかに適切な報告を行う。
 c 取締役および使用人ならびに子会社の取締役・監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見または知った場合、直ちに当社の監査役に報告を行う。
 d 当社および子会社が、上記cにより監査役へ報告を行った者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行うことを禁止する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 a 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、それが職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を支弁する。
 b 監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、意見交換を行い会計監査人との連携を図る。また、監査役は監査室から内部監査結果の報告を受ける等監査室との連携を図る。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対し毅然とした態度で対応し、不適切な関係と疑われるような一切の行動を排除します。この基本方針は親会社である株式会社関電工グループの企業行動憲章に定められており、従業員に対して周知徹底されています。また、本社総務部を統括的対応部署とし、警察署や顧問弁護士等外部機関と連携して、情報収集、伝達、啓蒙、有事対応等、反社会的勢力排除のための体制を整備しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、証券取引法等の諸法令ならびに名古屋証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」を遵守し、投資者に対して重要な会社情報を迅速、正確かつ公平に提供するよう努めております。
当社の重要な会社情報は総務部に集約されており、総務部長を情報取扱責任者とし、重要情報の社内管理、証券取引所への対応、適時開示の管理責任者と位置づけています。
重要事実については、会社の意思決定機関である取締役会での決議後速やかに情報開示し、緊急を要する場合は代表取締役の判断により速やかに開示する体制となっています。
開示情報は名古屋証券取引所のTDnet（適時開示情報伝達システム）へ登録することにより、同取引所の「適時開示情報閲覧サービス」に掲載されております。

